

# 山口県看護職員確保対策事業実施要綱

平成26年12月25日制定  
最終改正令和6年4月1日

## 1 看護師等養成所運営事業

### (1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業

#### ア 目的

この事業は、へき地等の地域及び看護職員不足地域に所在する看護師及び准看護師養成所における実習体制の支援及び学生募集や就職相談等地域の医療機関等との協力、連携体制の構築を支援し、それらの地域の看護職員の確保に資することを目的とする。

#### イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び独立行政法人国立病院機構並びにその他山口県知事の認める者とする。

ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。

#### ウ 事業内容

次に掲げる地域における看護師及び准看護師養成所の実習を効率的、効果的に行うため、実習施設への交通手段の借り上げ等を行い、実習体制の充実を図り資質の高い看護職員の養成を図るとともに、併せて、当該地域における看護職員の確保を図るため、学生募集や就職相談等地域の実情に即した取り組みを行うものとする。

#### (ア) へき地等の地域

人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するものとする。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）」に基づき、当該市町村の合併が平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度については、なお従前の例による。

a 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第5号）第2条第1項に規定する地域

- b 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- c 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- d 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村

(イ) 看護職員不足地域

一般病院の看護職員が3：1未満の二次医療圏

(2) 看護教員養成講習会参加促進事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、すでに教員となっている看護教員養成講習会（教務主任養成講習会を含む。）未受講者の受講を促進し、看護職員の養成に携わる者として必要な知識、技術を修得させ、看護教育の充実向上を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び独立行政法人国立病院機構並びにその他山口県知事の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師2年課程（通信制）の学校又は養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。以下「看護師養成所2年課程（通信制）」という。）にあつてはこの限りではない。）

ウ 事業内容

平成22年4月5日医政発0405第3号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施される専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会に教員を受講させる看護師等養成所を対象とする。

(3) 新任看護教員研修事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、看護教員としての基礎がつけられる新任の専任教員（以下「新任教員」という。）に対する研修体制の構築を促進することにより看護教員の質の確保・向上を図ることを目的とする。

（注）新任教員とは、専任教員として初めて看護師等養成所に就労する者をいう。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉

法人恩賜財団済生会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び独立行政法人国立病院機構並びにその他山口県知事の認める者とする。ただし医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

ウ 事業内容

- (ア) 受講対象者は新任教員とする。また、他の看護師等養成所の新任教員を受け入れて実施することも可とする。
- (イ) 研修内容については、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力など）に関する研修とし、以下に掲げる研修内容を参考に実施すること。

（参考）研修内容の例

研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画表の立案、教育方法の検討など授業設計や方法、評価に関すること	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関すること	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築、カウンセリング等の方法に関すること	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期間研修などによる看護技術の実践や最新の医療知識の獲得に関すること	講義、演習及び臨地実習

(4) 看護師等養成所施設整備事業

ア 目的

この事業は、看護師等養成所の施設に必要な新築及び増改築の整備を促進し、看護師等の養成及び確保を図ることを目的とする。

イ 補助対象

次に掲げる者が行う看護師等養成所の看護師等養成所施設整備事業。

社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び独立行政法人国立病院機構並びにその他山口県知事の認める者とする。

ただし医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年

課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

## 2 新人看護職員研修事業

### (1) 目的

この事業は、病院等（注1）において、新人看護職員（注2）、新人保健師（注3）及び新人助産師（注4）が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

（注1）病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。（以下、「病院等」という。）

（注2）新人看護職員とは、主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。（以下、「新人看護職員」という。）

（注3）新人保健師とは、主として保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。（以下、「新人保健師」という。）

（注4）新人助産師とは、主として助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。（以下、「新人助産師」という。）

### (2) 新人看護職員研修事業

#### ア 事業の実施主体

この事業の実施主体は、病院等とする。ただし、国立高度専門研究医療センターは除く。

#### イ 事業内容

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン（平成23年2月14日医政看発0214第2号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する。

(ア) 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのⅠ－3－1又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－3－1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

(イ) 「研修における組織の体制」（ガイドラインのⅠ－3－2又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－3－2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

(ウ) 「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修のプログラムを作成すること。

### (3) 医療機関受入研修事業

#### ア 目的

この事業は、新人看護職員研修を自施設単独で完結できない場合に外部組織の研修を活用することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

イ 実施主体

この事業の実施主体は、2(2)の新人看護職員研修事業を実施する病院等とする。

ウ 事業内容

新人看護職員研修事業を実施する病院等は、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受け入れを実施することとし、受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

### 3 病院内保育所運営事業

(1) 目的

この事業は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

(2) 補助対象事業

補助対象事業は、(4)に掲げる法人等が(1)に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し、必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。ただし、労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等との重複補助は認めない。

(3) 補助対象施設

補助対象施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、(6)アに掲げる病院内保育施設の種別に該当し、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとし、また、保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）をいう。

(4) 実施主体

この事業の実施主体は、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、公共企業団体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及び健康保険組合連合会、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、その他山口県知事が適当と認めた者とする。

(5) 実施主体の義務

実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生

省令第63号)を尊重するものとする。

(6) 病院内保育施設の種別

ア 病院内保育施設の種別は以下の表1のとおりとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、(3)の補助対象施設に従事する職員(当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む。)の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満(6か月以上に達する場合は除く。)であっても各種別に該当するものとする。

(表1) 病院内保育施設の種別

基準項目 種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上
A型	4人以上	2人以上	8時間以上
B型	10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上

イ 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても(2)に掲げる保育サービスを提供するものとする。

ウ 休日保育は、以下に掲げる日に(2)に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に規定する休日

(ロ) 12月29日から翌年1月3日(前号に掲げる日を除く。)

(7) 病児等保育

ア 対象児童

(ア) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

(イ) 保育所に通所している児童ではないが、(ア)と同様の状況にある児童(小学校低学年児童等を含む。)

イ 対象疾患等

感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾病や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には7日を超えて保育できるものとする。

ウ 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病

児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

#### エ 職員配置等

- (ア) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。  
なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。
- (イ) 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
- (ロ) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。
- (ハ) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

#### オ 利用事務手続等

- (ア) 利用事務手続きについては、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。
- (イ) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

#### カ 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

#### キ その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

### (8) 緊急一時保育

#### ア 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童(小学校低学年を含む)。

#### イ 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、アの児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

#### ウ 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦(夫)等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、県又は市町が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

### (9) 児童保育

#### ア 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下「放課後児童」という。）

#### イ 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保すること。

#### ウ 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

#### (10) 共同利用保育

対象児童は、当該施設に勤務しておらず、他の医療機関に勤務する職員の児童とする。

#### (11) 施設整備事業

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）事業とする。

### 4 看護師勤務環境改善施設整備事業

#### (1) 目的

この事業は、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備をすることにより、看護職員の離職防止を図ることを目的とする。

#### (2) 補助対象事業

補助対象事業は、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、その他山口県知事が適当と認める者が行う病院のナースステーション、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業とする。

#### (3) 補助条件

ア 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。

イ 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

### 5 認定看護師課程派遣助成事業

#### (1) 目的

この事業は、医療機関等が実施する認定看護師教育課程の受講支援に対し、県が必要な経費を補助することにより、特定の分野における熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践する認定看護師の養成を支援し、県内看護職員全体の資質の向上に資することを目的とする。

#### (2) 定義

本事業における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

ア 認定看護師とは、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）が日本看護協会認定看護師制度規程（以下「規程」という。）により認定した認定看護師の資格を有する者及び一般社団法人日本精神科看護協会（以下「日本精神科看護協会」という。）が精神科認定看護師制度設置規則（以下「設置規則」という。）により認定した精神科認定看護師の資格を有する者をいう。

イ 認定看護師教育課程とは、日本看護協会の規程による認定看護師教育機関における認定看護分野ごとの教育課程及び日本精神科看護協会の設置規則による精神科認定看護師教育課程をいう。

ウ 認定看護師認定審査とは、日本看護協会が規程第29条に基づき実施する審査及び日本精神科看護協会が精神科認定看護師制度運営規則第12条に基づき実施する審査をいう。

(3) 実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院等又は介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所の開設者とする。

(4) 補助対象事業

補助対象事業は、(3)の開設者が、(2)イに規定する認定看護師教育課程を受講させ、認定看護師認定審査を受験させるために負担した経費に対して行うものとする。

## 6 感染管理認定看護師課程派遣助成事業

(1) 目的

この事業は、県が病院に対し、感染管理分野の認定看護師教育課程への職員派遣にかかる経費を補助することにより、県民に安全で質の高い看護サービスを提供するのみでなく、病院や施設、訪問看護ステーション等への教育、相談対応ができる感染管理認定看護師の養成を支援し、山口県全体の看護の質向上に資することを目的とする。

(2) 定義

本事業における用語の意義は、5（2）に定めるところによる。

(3) 実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たしている病院とする。

ア 感染管理認定看護師未配置の救急告示病院

イ 施設訪問指導等、県の要請に応じる病院

(4) 補助対象事業

補助対象事業は、病院の開設者が、雇用している看護職員に感染管理分野の認定看護師資格取得のため、山口県が委託し実施する感染管理認定看護師教育課程に派遣させる際に必要となる代替職員の雇用等に関する経費のうち、代替職員に支給する給料（諸手当及び健康保険等の事業主負担金は対象外）に対して行うものとする。

## 7 特定行為研修派遣助成事業

(1) 目的

この事業は、医療機関等が実施する特定行為研修の受講支援に対し、県が必要な経費を補助することにより、高度かつ専門的な知識が特に必要とされる特定行為を行う看護師の養成を支援し、県内看護職員全体の資質の向上に資することを目的とする。

(2) 定義

本事業における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

ア 特定行為とは、診療の補助であり、看護師が医師の判断をその都度仰がずに手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして、厚生労働省が定める行為をいう。

イ 特定行為研修とは、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するものをいう。

ウ 指定研修機関とは、1または2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校・病院等で、厚生労働大臣が指定するものをいう。

(3) 実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院等又は介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所の開設者とする。

(4) 補助対象事業

補助対象事業は、(3)の開設者が、雇用している看護職員に、指定研修機関が実施する特定行為研修を受講させるために負担した経費に対して行うものとする。

8 看護師宿舎施設整備事業

(1) 目的

この事業は、離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備をすることにより看護職員の定着促進を図ることを目的とする。

(2) 補助対象

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、その他山口県知事が適当と認める者が行う看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備するための施設整備事業。

(3) 補助条件

ア 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。

イ 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

9 看護教員養成講習会事業

(1) 目的

この事業は、専任教員養成講習会に看護教員を派遣する看護師等養成所に対する受講料等の補助により、専任教員の養成確保・看護基礎教育の質の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び独立行政法人国立病院機構並びにその他山口県知事の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

(3) 補助対象事業

補助対象事業は、看護師等養成所の開設者が雇用している看護教員に、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が実施する専任教員養成講習会を受講させるために負担した経費に対して行うものとする。

10 中小病院等看護職員確保支援事業

(1) 目的

この事業は、病床数200床未満の病院（以下「中小病院」という。）及び指定訪問看護事業を行う事業所が支給する就職支度金の一部を補助することにより、若手看護職員の中小病院への就業を誘導し、その定着を図ることを目的とする。

(2) 定義

本事業における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

ア 就職支度金とは、就職の準備に必要な費用で、対象施設において就職支度金制度が規則等で明文化され、かつ採用者に直接支給するものをいう。

イ 対象施設とは、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた中小病院及び介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所をいう。

ウ 看護師等とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

(3) 実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた中小病院の開設者及び介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所の開設者とする。

(4) 補助対象事業

補助対象事業は、中小病院の開設者及び指定訪問看護事業を行う事業所の開設者が、次に掲げる要件を満たしている者を採用し、常勤雇用する看護職員に支給した就職支度金に対して行うものとする。

ただし、県内の他病院等からの転職（未就業期間が30日未満のもの）、同一法人内での異動及び公務員に支給するものを除く。

ア 満年齢が採用日時時点で40歳未満であること。

イ 採用日から対象施設において2年間継続して看護師等の業務に従事する見込みであること。

ウ 採用者が過去に山口県看護師等修学資金の貸与を受けている場合は、採用日までに貸付金が全額返還免除又は完済していること。

## 附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

この要綱は、令和2年6月17日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

この要綱は、令和4年8月18日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。